

相模原市雇用対策協定運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市雇用対策協定（以下「雇用対策協定」とする。）第2条第2項に基づき、事業計画を策定し、その評価等を実施するため、雇用対策協定第3条に基づき相模原市雇用対策協定運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

(協議事項)

第3条 協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 事業結果の評価に関する事項
- (3) その他、雇用対策の実施に当たって、必要な事項

(開催)

第4条 協議会の定例会は、毎年度につき1回以上開催するものとする。

- 2 協議会の会長は、相模原市経済部長とし、副会長は神奈川労働局職業安定部長とする。
- 3 協議会は、会長が招集し、開催する。
- 4 会長が出席できない場合は、副会長がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ構成員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、相模原公共職業安定所の協力を得つつ、相模原市産業支援・雇用対策課が行う。

附則

この規定は、令和7年7月23日から施行する。

別表

相模原市	環境経済局経済部 市民局 健康福祉局 地域包括ケア推進部 健康福祉局福祉部	経済部長、産業支援・雇用対策課長 人権・男女共同参画課長 高齢・障害者福祉課長 生活福祉課長
神奈川労働局	職業安定部 雇用環境・均等部 相模原公共職業安定所	職業安定部長、職業安定課長、 職業対策課長 企画課長、指導課長 所長